

# 愛南都市計画区域マスタープラン

(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)

平成30年3月

愛 媛 県



---

目次

序章 都市計画区域マスタープランについて.....	1
序-1 都市計画区域マスタープランの役割と位置づけ.....	2
序-2 都市計画区域マスタープランの目標年次.....	3
序-3 対象区域.....	3
第1章 都市計画の目標.....	5
1-1 第六次愛媛県長期計画における位置づけ.....	6
1-2 まちづくりの課題.....	8
1-3 まちづくりの基本理念.....	11
1-4 地域毎の市街地像.....	14
第2章 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針.....	19
2-1 区域区分の有無.....	20
第3章 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針.....	25
3-1 主要用途の配置の方針.....	26
3-2 土地利用の方針.....	28
第4章 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針.....	33
4-1 交通施設の都市計画の決定方針.....	34
4-2 下水道及び河川の都市計画の決定方針.....	37
4-3 その他の都市施設の都市計画の決定方針.....	39

---

---

第5章 市街地開発事業等に関する主要な都市計画の決定方針.....	41
5-1 主要な市街地開発事業等の決定方針 .....	42
5-2 市街地整備の目標.....	42
第6章 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針 .....	43
6-1 基本方針 .....	44
6-2 主要な緑地の配置の方針 .....	45
6-3 実現のための具体の都市計画制度の方針.....	47
6-4 主要な緑地の確保目標.....	47
第7章 災害に強いまちづくりのための都市計画の決定方針 .....	51
7-1 まちづくりにおける防災上の課題と都市計画の基本的な方針 .....	52
7-2 防災のための土地利用に関する都市計画の決定方針.....	53
7-3 防災のための都市施設の都市計画の決定方針 .....	54
7-4 防災のための市街地開発事業等の都市計画の決定方針 .....	55
7-5 防災のための施設等の整備方針 .....	56
マスタープラン図	

---

序 章 都市計画区域マスタープランについて

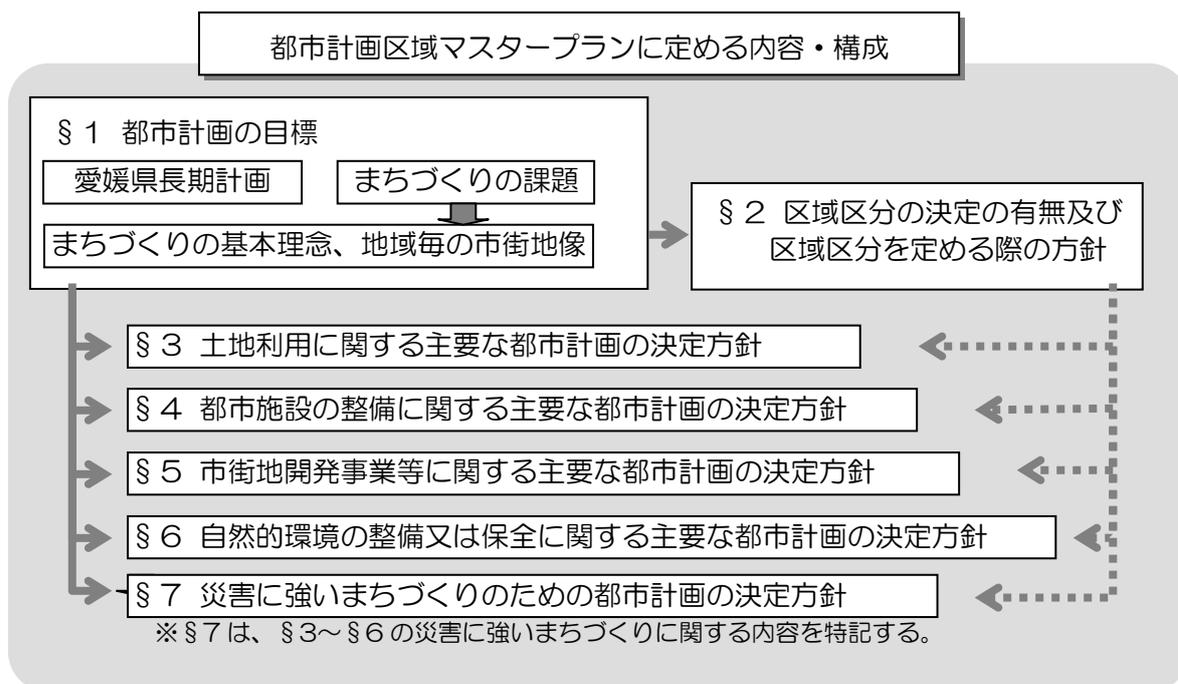
## 序章 都市計画区域マスタープランについて

### 序-1 都市計画区域マスタープランの役割と位置づけ

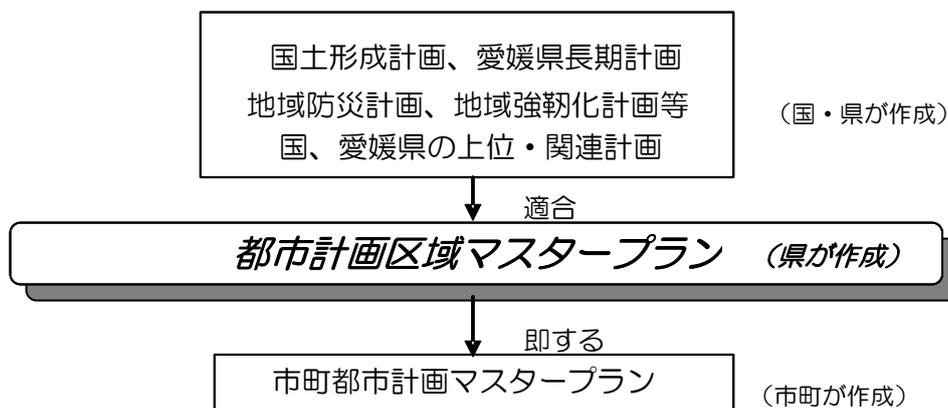
#### 1. 都市計画区域マスタープランの役割

都市計画区域マスタープランは、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、愛媛県が広域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けた大きな道筋を明らかにするため、区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めるものである。

【都市計画法第6条の2より】



#### 2. 都市計画区域マスタープランの位置づけ



序-2 都市計画区域マスタープランの目標年次

都市計画区域マスタープランは、おおむね 20 年後の都市の姿を展望したうえで、都市計画の基本的方向を定める。

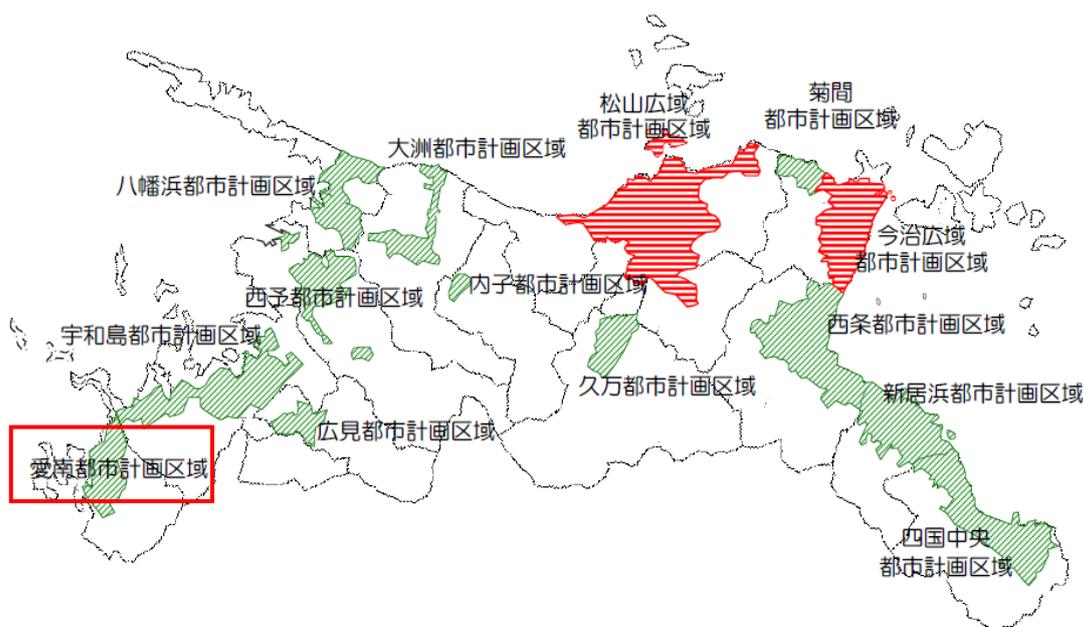
なお、具体的な整備目標については、おおむね 10 年以内に整備するものを予定する。

✦ 目標年次；おおむね 20 年後

序-3 対象区域

本都市計画区域マスタープランは、「愛南都市計画区域」を対象とし、その範囲、面積、人口は以下のとおりである。

都市計画区域名	市町名 (指定の範囲)	都市計画区域面積 (ha)	都市計画区域人口 (人) 〈国勢調査 H27〉
愛南	愛南町 (一部)	5,975ha	11,800 人





## 第1章 都市計画の目標

## 第1章 都市計画の目標

### 1-1 第六次愛媛県長期計画における位置づけ

愛南都市計画区域（以下「本区域」という）は、生活経済圏の広域化に対応し、一体的な地域づくりを推進する圏域として南予地域に含まれており、以下のような地域の目標像が示されている。

#### 【第六次愛媛県長期計画 南予地域の目標像】

豊かな農林水産物と癒し空間が人を惹きつける交流圏域の形成

〔南予地域振興の基本方向〕 第六次愛媛県長期計画～第2期アクションプログラム編～（抜粋）

#### (1)安全・安心な暮らしづくり

- ✦伊方原子力発電所に対する安全対策の推進
- ✦南海トラフ巨大地震等に備えた地域防災力の向上
- ✦地域医療体制の拡充強化
- ✦世代を越えた助け合い支え合いがあふれる地域づくりの推進

#### (2)農林水産業を核とした活力ある産業づくり

- ✦農家の所得向上と産地の活性化
- ✦就農者の確保等による地域農業の振興
- ✦地域材の利用促進による林業の振興
- ✦もうかる漁業の確立等による水産業の振興
- ✦6次産業化や産学官連携等による農林水産業の活性化
- ✦企業の誘致・留置対策の推進

#### (3)訪れたい・住みたいまちづくり

- ✦新たな活性化イベント等による交流人口の増加
- ✦市町連携や近隣県との広域連携の強化
- ✦集落機能の維持・活性化と定住の促進

(4) 地域を支える基盤づくり

- ✦ 高速道路及び生活道路網の整備促進
- ✦ 生産基盤の整備促進と港湾の機能強化
- ✦ 生活交通の維持確保と利用促進

## 1-2 まちづくりの課題

### 背景

本区域は、リアス式海岸と豊かな森林にいだかれた平地部に、御荘・城辺地域を中心都市として国道56号沿いにまちが連なって形成されており、風光明媚な自然に育まれた観光・レクリエーションと水産業のまちとしても全国に知れわたっている。

しかしながら、社会経済情勢の変化等により、中心市街地の活力は低下しつつあり、また、県内各地域に共通する課題としては、人口減少・少子高齢化、既存集落のコミュニティの維持、伝統文化の存続、激甚化する災害への対応などが挙げられ、これら課題に対する取り組みが求められている状況にある。

なお、本区域の各都市を結ぶ主要な幹線道路は一般国道56号のみで、産業や経済、生活の利便性、広域交流、防災の各面で不利な現状となっているが、一般国道56号宇和島道路が津島岩松インターチェンジまで全線開通するなど、整備が進んでいる。今後は、四国横断自動車道等の整備が進められることにより、四国各都市との交流・連携が強まり、豊かな自然環境を活かしたまちの発展や、観光・レクリエーションの振興に大きな期待がもたれている。

### 課題の整理

## 1. 本区域に求められている課題

### (1) 区域内及び広域連携を高める四国横断自動車道等の整備推進

- ✚ 主要な各都市部への利便性向上や観光・レクリエーションの振興のための広域交通ネットワークを担う一般国道56号津島道路の整備推進や四国横断自動車道（宿毛～内海間）の延伸
- ✚ 地域の実情に適した路線バス、コミュニティバス、デマンドタクシー等の組み合わせによる交通ネットワークの形成

(2) 中心市街地や交通結節点での都市機能の充実

- ✦ 愛南町役場や御荘支所周辺の中心市街地の活性化
- ✦ 生活サービス機能(都市機能)を一定の区域に集約・誘導するとともに、まちづくりと連携した公共交通ネットワークの再構築を図るコンパクト・プラス・ネットワークの形成
- ✦ 四国横断自動車道(宿毛～内海間)の延伸を見込んだ道路や公園など都市施設整備や農林水産業、商工業の各産業基盤等の整備
- ✦ 公的不動産(PRE)の有効活用や公共施設の統廃合

(3) 南予レクリエーション都市公園の有効活用と自然的環境の保全

- ✦ 四国横断自動車道の整備効果を活用し、社会生活における余暇の増大や健康指向に対応した自然体験型のスポーツ・レクリエーション施設である南予レクリエーション都市公園の機能の充実と有効活用
- ✦ 宇和海に面するリアス式海岸、市街地背後の森林及び里山等の自然的環境の保全と河川や宇和海の水質保全

## 2. 広く社会に求められる課題

### (1) 安全・安心・快適なまちづくり

- ✦風水害、土砂災害、地震等の災害リスク情報を基に、被害の最小化を図るとともに、早期の復旧・復興が可能となる災害に強いまちづくりを推進
- ✦公共公益施設やライフライン等の耐火性、耐震性の向上
- ✦災害時の活動拠点や避難場所となる都市公園等の整備と機能強化
- ✦市街地内及び市街地周辺における治水・治山事業の推進や森林の保全
- ✦福祉、医療、教育及び防災等の様々な分野への情報通信技術（ICT）利活用の推進
- ✦地域の特性を活かした良好な景観の形成

### (2) 人や環境にやさしいまちづくり

- ✦保健・医療・福祉施設等の充実や公共公益施設等におけるユニバーサルデザインを取り入れた施設整備の推進
- ✦積極的な3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進による循環型社会システムの構築や公共交通機関の利用促進等による低炭素なまちづくりの推進

### 1-3 まちづくりの基本理念

第六次愛媛県長期計画における南予地域の特性と課題、地域振興の基本方向及び愛南町総合計画等を踏まえ、本区域のまちづくりの目標及び方針を設定する。

#### 1. まちづくりの目標（愛南町総合計画より）

四国西南地域の県境に位置する都市として、リアス式海岸や森林の豊かな自然環境の中で育まれた健康増進のためのレクリエーション機能、水産業をはじめとする活力ある産業機能と快適な居住機能の連携のとれた、コンパクトなまちづくりを目指す。

✦キャッチフレーズ



ともにあゆみ育て 創造するまち

#### 2. まちづくりの方針

##### (1) 区域の自立と定住促進を支える拠点形成と周辺の良い土地利用形成

⇒第3章

- ✦生活拠点等のある一定の区域に居住や都市機能の立地を誘導する集約型都市構造の構築によって、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進する。
- ✦愛南町役場及び御荘支所を含む一帯の市街地においては、行政、文化、商業等の都市機能と居住機能を集積し、情報発信力を有するコンパクトで効率的な生活拠点の形成を図る。
- ✦将来の四国横断自動車道（宿毛～内海間）の延伸を念頭に置き、インターチェンジ予定地周辺などの交通利便性の高い場所においては、農林水産業の流通業務系の開発や防災機能と地域交流機能を併せ持った施設の整備を検討する。
- ✦郊外においては、適正な土地利用規制により、良好な集落環境の維持や自然的環境の維持保全に努める。

(2) 区域内及び周辺都市との連携促進と安心で快適な都市活動を支える都市施設整備

⇒第4章

- 宇和島都市計画区域と宿毛都市計画区域の間に位置し、宇和島圏域定住自立圏を構成する一都市として、本区域内外の交流・連携・発展を促進する効率的で円滑な総合交通体系の実現に努める。また、一般国道56号津島道路の整備推進や四国横断自動車道（宿毛～内海間）の延伸を実現する。
- 公共交通機関や自転車の利用促進を図り、CO<sub>2</sub>の排出抑制による環境負荷が小さく低炭素なまちづくりに努める。
- 医療・社会福祉施設、教育文化施設等の都市施設については、施設の集約や生活拠点への誘導を促進する。
- 公的不動産（PRE）の有効活用や公共施設の計画的な老朽化対策（長寿命化）、民間との連携による施設の更新や適切な維持管理を検討する。
- 情報化社会に対応するため、情報通信技術（ICT）を利活用した施設整備を推進する。
- 全ての人々が利用しやすい施設とするため、ユニバーサルデザインを取り入れた施設整備を推進する。

(3) 定住促進につながる良好な市街地環境形成のための面的整備

⇒第5章

- 愛南町役場、御荘支所、道の駅みしょうMIC等から形成される中心市街地周辺については、周辺の自然的環境との調和を図りつつ、ゆとりある良好な住宅地形成を推進するための適切な規制や誘導、土地区画整理事業等の面的な市街地整備の導入を検討する。

(4) リアス式海岸等の豊かな自然的環境と調和したレクリエーション空間の整備・  
保全・活用

⇒第6章

- ✚南予レクリエーション都市公園については、観光や広域交流の場及び防災拠点として、その機能の充実及び有効活用を図る。
- ✚公園・緑地については、レクリエーションの場としてだけでなく、災害時の避難場所等としても重要な役割を担うこととなるため、市街地内に適正に配置し、地域の特色ある歴史、自然及び文化的資源を活用しながら積極的に整備を進める。
- ✚美しいリアス式海岸の景観・自然的環境、四国山地につながる森林の景観・自然的環境と調和し、これを活かしたレクリエーション施設の整備、有効活用を図るとともに、市街地を取り巻く森林、里山、海岸及び河川等の緑地の保全、活用を図る。

(5) 災害に強いまちづくりの推進

⇒第7章

- ✚南海トラフ地震等による大規模な災害から町民と市街地を守るため、避難・救援体制の強化を図るとともに、早期の復旧・復興が可能となるよう「災害に強いまちづくり」に取組み、地域防災計画と一体となったまちづくりを推進する。

## 1-4 地域毎の市街地像

まちづくりの基本理念を踏まえた本区域を構成する拠点及びゾーンにおける市街地像は以下のとおりとする。

### (1) 都市の中心となる生活拠点

✚愛南町役場及び御荘支所周辺については、都市の生活拠点として位置づけ、行政、教育文化、商業、医療・福祉、観光・交流機能等の都市機能の充実を図るとともに、良好な住環境の保全を図る。また、内海支所周辺の市街地については、地区レベルの生活拠点として位置づけ、地区の中心地としての機能充実を図る。

### (2) 工業や流通業務等の中心となる産業拠点

✚御荘港の臨海部については、本区域の水産漁業の中心的役割を果たす産業拠点として位置づけ、その機能充実を図る。

### (3) 円滑な交通結節機能を持つ交通拠点

✚四国横断自動車道の延伸に伴うインターチェンジや城辺バスセンターについては、観光・広域交流の交通拠点として位置付け、交通結節機能の充実を図る。

### (4) 災害時の避難所や活動の中心となる防災拠点

✚災害時における情報伝達、避難収容、物資の集積等の防災業務の中心となる庁舎、学校、公民館、病院、社会福祉施設等については、防災上の拠点として位置づけ、災害時の避難所及び福祉避難所としてそれぞれの防災業務に応じた機能強化を図る。

✚南予レクリエーション都市公園を防災拠点として位置づけ、災害時の防災活動拠点等としての機能強化を図る。

(5) 地域資源を活用したレクリエーション拠点

- ✦南予レクリエーション都市公園については、観光拠点としての充実を図りつつ、自然的環境との調和を図り、レクリエーション施設としての機能拡充を図る。

(6) 良好な住環境を備えた市街地ゾーン

- ✦前記以外の市街地部については、ゆとりある居住地として、沿道の住環境の維持・改善や、自然的環境と調和した良好な住環境の形成を図る。

(7) 自然と生活が共生する農業・集落等ゾーン

- ✦郊外部については、自然的環境である優良な農地の保全を図るとともに、既存集落の生活環境の維持・改善に努め、自然と生活の共生を図る。

(8) 都市生活に潤いを与える自然的環境ゾーン（森林ゾーン、自然的環境軸）

- ✦宇和海のリアス式海岸、四国山地につながる市街地背後の森林については、都市生活に潤いを与える大切な自然的環境として、適切な保全、活用を図る。
- ✦都市内を流れる僧都川等の主要な河川については、都市生活に潤いを運ぶ大切な自然的環境軸として、その機能の保全、活用を図る。

(9) 周辺都市及び区域内の拠点をつなぐ交通軸（広域交通軸・都市交通軸）

- ✦主要な各都市を結ぶ四国横断自動車道、津島道路の整備を推進するとともに、本都市計画区域内をつなぐ国道56号を広域交通軸として、その整備、充実を図る。
- ✦各種拠点や役場本庁と支所を結ぶ主要地方道平城高茂岬線については、広域交通軸を補完する都市交通軸として、その整備、充実を図る。







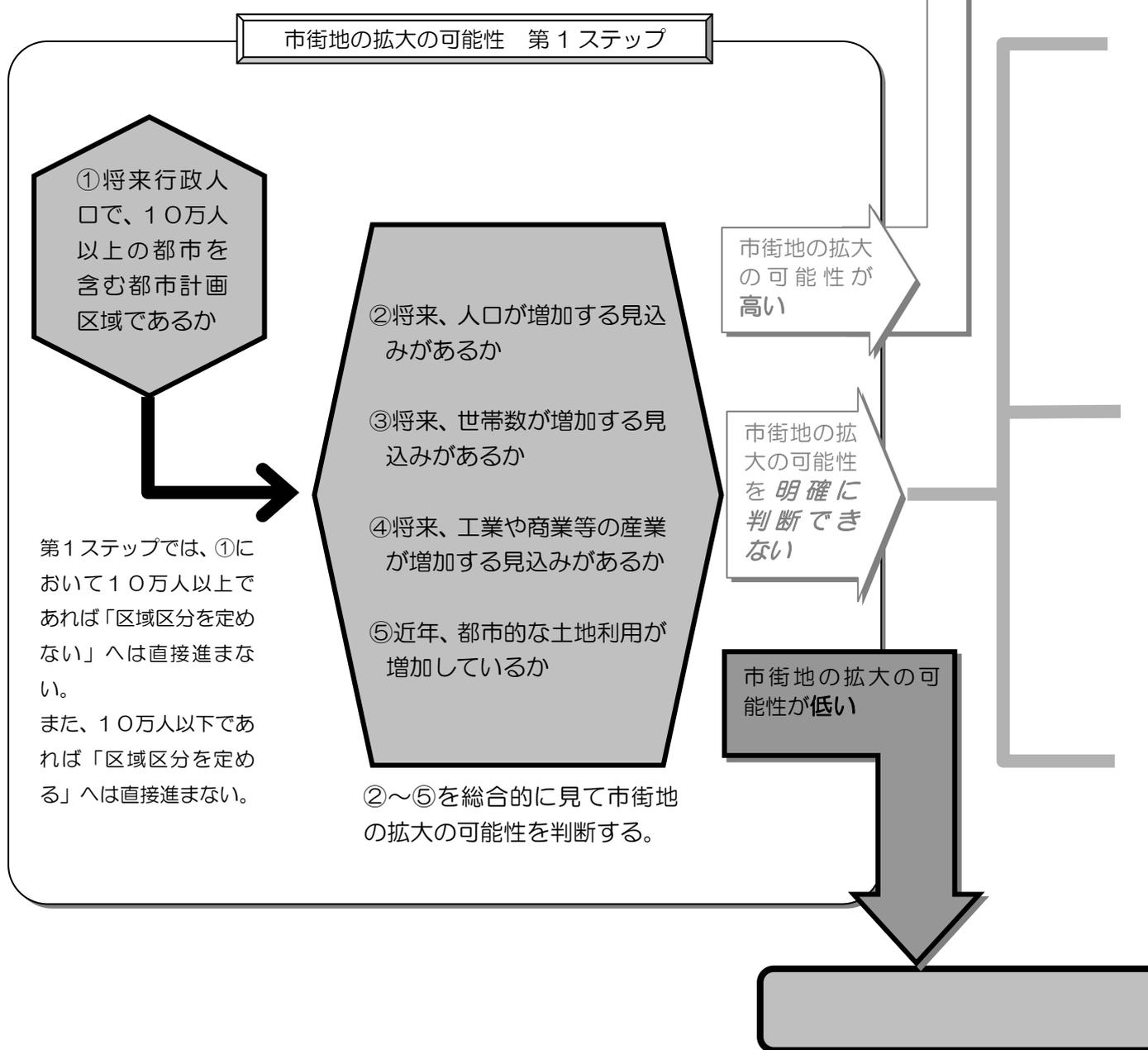
第2章 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

## 第2章 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

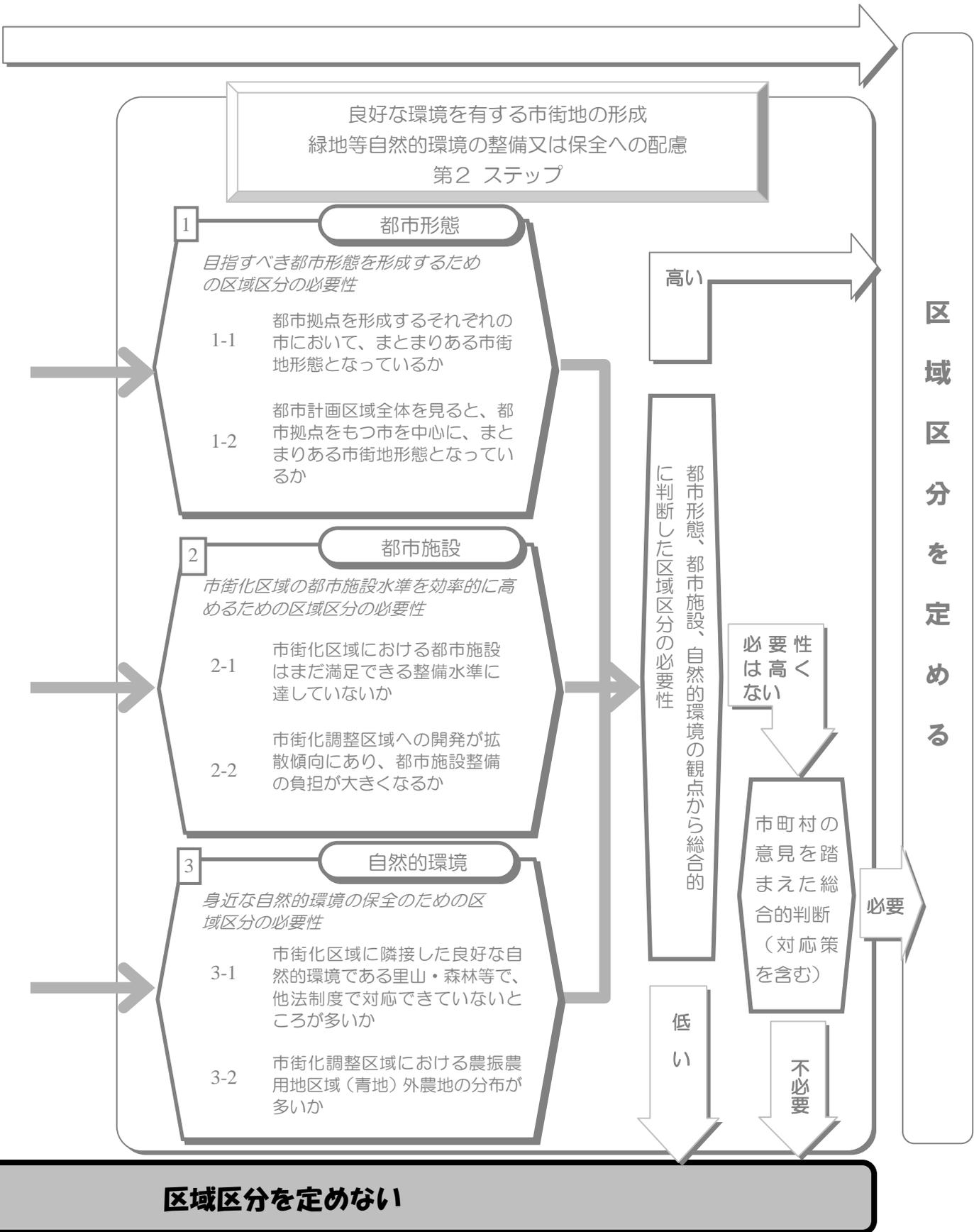
### 2-1 区域区分の有無

#### 1. 区域区分の有無の判断基準

「市街地の拡大の可能性」「良好な環境を有する市街地の形成」「緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮」の観点から、愛媛県の全都市計画区域の区域区分の有無を総合的に判断するよう、以下の基準を設定する。



第2章 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針



## 2. 区域区分の有無

### (1) 市街地の拡大の可能性(第1ステップ)

① 将来、ある程度の人口規模を有する都市を含む都市計画区域であるか  
 本区域を包含する愛南町は、H27の行政区域人口は21.9千人であり、H37の将来人口はおおむね17.6千人と推計される。

② 将来、人口が増加する見込みがあるか  
 人口の現況及び将来推計は以下のとおりであり、用途地域内人口、用途白地地域内人口及び都市計画区域外人口はともに、減少すると予測される。

		H27 現況	H37 推計	増加率	
人口	行政区域全体	21.9 千人	おおむね 17.6 千人	0.80	↘
	用途地域内	7.3 千人	// 6.6 千人	0.90	↘
	用途白地地域内	4.5 千人	// 4.0 千人	0.89	↘
	都市計画区域外	10.1 千人	// 7.0 千人	0.69	↘

※H37人口は、国勢調査結果によるコーホート変化率法にて推計している。

③ 将来、世帯数が増加する見込みがあるか  
 世帯数の現況及び将来推計は以下のとおり減少すると予測される。

		H27 現況	H37 推計	増加率	
世帯数	用途地域内	3.3 千世帯	おおむね 3.0 千世帯	0.91	↘

## 第2章 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

### ④ 将来、工業や商業等の産業が増加する見込みがあるか

工業出荷額、卸小売販売額は以下のとおりである。工業出荷額、卸小売販売額ともに、将来減少することが予測される。

	H27 現況	H37 推計	増加率	
工業出荷額	350 億円	280 億円	0.80	→
卸小売販売額	216 億円	162 億円	0.75	→

※H27 現況は H26 工業統計、H24 経済センサスの値を用いており、  
H37 推計値は過去の統計実績値からの近似式による。

### ⑤ 近年、都市的な土地利用が増加しているか

本区域の用途地域内における H37 推計人口密度は 17 人/ha である。また、本区域に人口集中地区はない。

## (2) 区域区分の有無

本区域は、平成 37 年の愛南町の行政人口予測がおおむね 17.6 千人と減少傾向であり、世帯数及び産業も減少傾向であることから、市街地拡大の可能性は低い。

「区域区分の有無の判断基準」にしたがい

**本区域には区域区分を定めない。**



第3章 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針

## 第3章 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針

### 3-1 主要用途の配置の方針

#### 1. 住宅地

##### (1) ゆとりある良好な住環境の低層住宅地

御荘支所北側の山麓部等及び城辺地域の三島地区については、低層住宅地として、自然的環境と調和のとれたゆとりある良好な住環境の形成及び保全を図る。

##### (2) 良好な住環境を形成した中高層住宅地

城辺地域の蓮乗寺地区及び中原地区の国道56号沿道後背地については、中高層住宅地として、良好な住環境の維持又は改善を図る。

##### (3) 商業・工業が共存する一般住宅地

御荘地域と城辺地域の商業地周辺については、都市基盤整備の更新を推進しつつ、一般住宅地として、良好な住環境の維持又は改善を図る。

#### 2. 商業地

##### (1) 地域の中心となる拠点商業地

御荘地域と城辺地域の旧国道筋の商店街を中心とする地区については、地域の中心的な生活拠点商業地として商業やサービス機能の再生を図り、賑わいのある魅力的な商業地としての機能の強化を図る。

##### (2) 交通条件を活かした沿道商業地

御荘地域と城辺地域の生活拠点商業地以外の国道56号及び(一)猿鳴平城線沿道等については、沿道商業地として、周辺の住環境に十分配慮した商業施設の立地を誘導する。

## 3. 工業地

### (1) 交通条件を活かした流通業務地

津島道路や四国横断自動車道（宿毛～内海間）のインターチェンジ設置を念頭に置き、インターチェンジ近傍等については、自然的環境との調和を図りつつ、町の主要な産品を供給するための流通業務地や地域交流機能を併せ持った施設等の整備を検討する。

### (2) 地場産業を活性化する一般工業地

御荘港付近の埋立地一帯については、水産漁業の拠点地として、その機能が発揮できる土地利用の誘導を行う。

## 3-2 土地利用の方針

### 1. 中心市街地の活性化に関する方針

✚愛南町役場及び御荘支所周辺の中心市街地に、居住機能や医療・福祉、教育文化、商業等都市機能を集積した集約型都市構造を構築することにより、コンパクトなまちづくりを推進する。

### 2. 住環境の改善又は維持に関する方針

✚市街地内の密集した住宅地については、防災上の観点から、老朽化した木造不良住宅の改善や都市基盤施設を整備し、住環境の改善を図る。

✚区域内の空家等については、その実態を把握し、地域住民等とも連携して、適正な維持管理を図るとともに、利活用等の方策も検討する。

### 3. 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

✚観自在寺周辺等地域のシンボルとなるような良好な緑地や維持すべき都市の風致については、緑地保全地域や風致地区等の指定を検討し、景観や環境の保全等を図る。

### 4. 優良な農地との健全な調和に関する方針

✚市街地郊外部における優良な農地については、大切な食糧生産の場であり、都市的土地利用と農業的土地利用の健全な調和の観点から、農業振興地域整備計画の活用等、適正な土地利用規制によりまとまった優良農地の保全を図る。

### 5. 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

✚山間部等に分布する保安林区域、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域等各種法令に基づき、既に指定・公表されている災害発生の危険性が高い区域については、災害防止の観点から開発を抑制する。

✚津波浸水想定区域等については、警戒避難体制の整備や防災施設の整備見込み等を総合的に勘案して、適切な土地利用を検討する。

#### 6. 自然的環境形成の観点から必要な保全に関する方針

✦変化に富むリアス式の海岸部、市街地を取り囲む森林や里山、僧都川等の水辺空間については、本区域の重要な自然的環境であり、動植物の生息や生育地の保全、良好な景観形成の観点から重要な緑地として位置づけ、開発を抑制して、今後とも保全を図る。

#### 7. 景観形成の観点から必要な保全に関する方針

✦豊かな景観の形成と保全を図るため、景観計画の策定を検討し、地域の特性を活かしたまちづくりを推進する。

#### 8. 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

✦持続可能な都市経営のためのコンパクトな市街地を形成する観点から、住環境、商業、公共施設の集約・再編や既存の用途地域の見直しなど、将来の都市像を考慮した土地利用計画の策定を図る。

✦津島道路や四国横断自動車道（宿毛～内海間）のインターチェンジ設置を念頭に置き、その周辺については、交通の利便性を活かした産業・防災・地域交流拠点として、農業振興地域整備計画等との調整を図りながら、新たな用途地域の指定を検討する。  
また、指定に際しては、良好な環境の維持、形成が図られるよう地区計画等の活用も検討する。



### 第3章 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針



上記は、マスタープラン(基本計画)であり、具体的な位置等を規定するものではありません。



第4章 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針

## 第4章 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針

### 4-1 交通施設の都市計画の決定方針

#### 1. 基本方針

##### (1) 交通体系の整備の方針

自動車交通を中心としつつも、移動手段の選択肢を広げるため、住民及び事業者等が自動車の移動に加えて、徒歩や自転車及び公共交通による円滑な移動が確保できる交通ネットワークの形成を図る。

#### ✦道路ネットワーク

道路の計画にあたっては、景観・緑化など環境に配慮した道路空間の形成に努める。

道路の整備にあたっては、「愛媛道ビジョン」等の長期計画に基づき、「重点化」や「効率化」、「連携・協働」を柱として、道路ネットワークの形成を推進する。

#### ●広域道路ネットワーク

広域道路ネットワークを確立するため、四国各都市を結ぶ高規格幹線道路、一般国道及び主要地方道等からなる広域幹線道路網の充実を図る。特に、四国横断自動車道（宿毛～内海間）の延伸は、災害時等の信頼性の高い代替路として整備を推進する。

#### ●区域内道路ネットワーク

本区域内における都市活動をより効率的なものとするを旨とし、都市公園等レクリエーション拠点とのネットワークや緊急輸送道路ネットワークの構築も考慮した区域内道路ネットワークを確立するため、広域交流の骨格となる広域幹線道路網に加え、主要地方道、一般県道、町道からなる幹線道路網の充実を図る。

道路改良にあたっては、災害時の緊急車両の通行を考慮した道路幅員の確保を図るなど、安全で良好な生活の基盤となる道路網を形成する。

### ●自転車・歩行者空間ネットワーク

各地区内の連携を考慮しつつ、日常生活において自動車に依存しない低炭素型の都市構造やライフスタイルを構築するため、本区域内に点在する公益的施設や歴史・文化施設及び商業地内を回遊することのできる自転車・歩行者空間のネットワークを確立する。

自転車・歩行者空間については、高齢者、障がい者等誰もが安全で安心して暮らせる生活環境を整えるため、ユニバーサルデザインの導入を推進するとともに、観光案内板を見直すなど、観光客等の来訪者に対してもわかりやすく快適に散策・回遊できる空間を形成する。

### ✚公共交通機関

公共交通機関については、コンパクト・プラス・ネットワークの実現に向け、地域公共交通網形成計画を策定し、路線バス、コミュニティバス及びデマンドタクシー等の組み合わせによる公共交通ネットワークの形成と利用促進を図る。

路線バスや高速長距離バスについては、定時性の確保や各種交通機関との乗り継ぎ強化、路線の維持活性化に努める。

### ✚その他の交通施設

地方港湾御荘港については、地域の拠点港湾として、施設の充実に努める。

駐車施設については、中心市街地等の利便性の高い場所での整備を推進する。

道路等の公共空間については、光ファイバー網等高度情報通信ネットワークの形成を図る。

公共交通機関の交通施設については、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れて、誰もが利用しやすいバスターミナル及びバス停等の乗り継ぎ拠点の整備・改良を促進する。

## 2. 主要な施設の配置の方針

### (1) 道 路

- ✚ 広域的な交通処理を円滑に行うため、本区域と宇和島市方面を連絡する津島道路、四国横断自動車道を広域道路ネットワークの根幹となる路線として位置づけ、その整備推進を図るとともに、四国横断自動車道（宿毛～内海間）の新規事業化を推進する。
- ✚ 国道 56 号は本区域内外を結ぶ重要な路線であり、区域内道路ネットワークの路線としても位置づけられ、その機能の充実及び維持管理を図る。
- ✚ その他都市計画区域内交通に対しては、土地利用計画に合わせて適切に道路を配置し、適切な道路ネットワークを確保しながら効率的に整備を推進する。

### (2) その他

- ✚ 地方港湾御荘港については、地域の消費、生産活動に伴う物流需要に対応するため、港湾施設の機能維持を図る。

## 3. 主要な施設の整備目標

主要な施設の配置の方針において示した交通施設について、優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定（着手を予定又はその可能性のあるものを含む）する施設は、以下のとおりとする。

種 別	名 称	備 考
道 路	津島道路	津島岩松～内海間
	四国横断自動車道	宿毛～内海間

## 4-2 下水道及び河川の都市計画の決定方針

### 1. 基本方針

#### (1) 下水道及び河川の整備の方針

##### 下水道

現在、公共下水道は都市計画決定されていないが、良好な住環境の確保と公共用水域の水質保全のため、自然的、社会的条件を考慮した上で、地域の実情に即した効率的な処理方法で整備推進を図る。

##### 河川

近年多発している局地的な集中豪雨などに対応するため、必要に応じて、河川改修を推進するとともに、住民に親しまれる水辺空間を創出するため、河川環境の保全と活用を図る。また、水防災意識社会を構築するため、ソフト対策とハード対策を一体的・計画的に推進する。

## 2. 主要な施設の配置の方針

### (1) 下水道

✚ 合併処理浄化槽や農業集落排水等による生活排水の処理を進め、良好な住環境の確保と海域や河川の水質保全を図る。

### (2) 河川

✚ 二級河川の僧都川、蓮乗寺川については、治水及び都市環境、レクリエーションに資する主要な河川として位置づけ、治水及び災害防除に努めるとともに、河川環境の保全及び利用促進に努める。

## 3. 主要な施設の整備目標

主要な施設の配置の方針において示した下水道と河川のうち優先的におおむね10年以内に整備することを予定（着手を予定又はその可能性のあるものを含む）する下水道施設と河川は、特になし。なお、合併処理浄化槽や農業集落排水等で生活排水処理を進める。

### 4-3 その他の都市施設の都市計画の決定方針

#### 1. 基本方針

都市の住民が健康で文化的な生活を営むうえで、欠くことのできない供給処理施設、医療・社会福祉施設、教育文化施設及びその他の都市施設については、既存施設の有効利用に努めるとともに、施設の集約、更新を進める。また、情報通信技術（ICT）の利活用やユニバーサルデザインの導入など、時代の要請に対応した施設の機能充実に努める。

公的不動産（PRE）の有効活用に取り組むとともに、民間との連携による施設の更新や維持管理についても検討する。

#### 2. 主要な施設の配置の方針

##### 供給処理施設

ごみ処理等については、循環型社会の構築を目指して、宇和島圏域で推進する廃棄物処理施設広域化計画に基づき施設を配置し、積極的な3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進する。

水道施設については、水道ビジョンに基づく適正な施設能力の確保と老朽施設の計画的な更新や耐震化に取り組む。

また、その他供給処理施設についても、既存施設を主要な施設と位置付け、施設の更新や集約化に努める。

##### 医療施設、社会福祉施設

県立南宇和病院、総合福祉センター等の既存施設を主要な施設と位置づけ、その施設と設備の充実を図るとともに、状況に応じて、移転や再配置も検討する。

**✚教育文化施設**

小・中・高等学校については、既存施設の規模の適正化（統廃合を含む）及び現代社会に対応した施設整備の推進により、教育効果の向上と有効活用を図る。

公民館や生涯学習施設等その他文化施設を主要な施設と位置づけ、学習需要の多様化、高度化に対応した施設や設備の更新、充実を図るとともに、施設の有効活用にも努める。

また、住民が集いあい、学習する新たな場所として、図書館等の整備についても検討する。

耐震性や老朽化等の課題がある教育文化施設については、防災上も重要な施設であるため、計画的な更新を図る。

**✚火葬場**

火葬場については、御荘霊苑を主要な施設と位置づけ、適切な維持管理に努める。

**✚その他**

土石流、地すべり及び急傾斜地の崩壊による災害が発生する恐れのある土砂災害危険箇所については、砂防堰堤等の土砂災害防止施設の整備を着実に推進する。

海岸保全施設については、海岸保全基本計画に基づき、津波・高潮等に対する防災施設の計画的な整備を推進するとともに、適切な維持管理を図る。なお、御荘地域の3海岸（御荘港海岸、長崎海岸及び成瀬（なるばえ）海岸）については、津波対策を検討し、整備を推進する。

公営住宅については、若者の定住促進や高齢者、障がい者、子育て家庭の居住の安定を図る必要があるため、適正な配置に努めるとともに、長寿命化計画に基づいた予防保全的な管理に努める。

**3. 主要な施設の整備目標**

主要な施設の配置の方針において示したその他の都市施設について、優先的におおむね10年以内に整備することを予定（着手を予定又はその可能性のあるものを含む）する施設は、以下のとおりとする。

種 別	名 称	備 考
海 岸	御荘港海岸、長崎海岸、成瀬海岸	御荘地区沿岸津波対策

第5章 市街地開発事業等に関する主要な都市計画の決定方針

第5章 市街地開発事業等に関する主要な都市計画の決定方針

## 第5章 市街地開発事業等に関する主要な都市計画の決定方針

### 5-1 主要な市街地開発事業等の決定方針

#### (1) 既成市街地における商業活性化と都市機能更新

御荘地域と城辺地域の旧国道筋の商店街を中心とする地区については、本区域の中心商業地としての活性化やにぎわいの創出を図るため、地区計画等の策定を検討し、都市機能と居住環境の充実に努める。

前記以外の既成市街地については、市街地の環境整備を図るとともに、都市機能の増進を図る。

#### (2) 周辺の住宅地における市街地環境の改善

既成市街地周辺の一般住宅地については、周辺の田園環境と調和を図りつつ、面的、計画的な整備・誘導手法の導入を検討し、良好な住環境の形成を図るとともに、生活道路、公園等の都市基盤整備の推進を図る。

#### (3) 新たな流通業務地等の整備推進

津島道路の整備の進捗や四国横断自動車道（宿毛～内海間）の延伸を見据え、インターチェンジ予定地周辺については、町の農産物や水産漁業の流通生産機能の集積や防災機能と地域交流機能を併せ持った施設等の整備について検討する。

### 5-2 市街地整備等の目標

本区域には、おおむね10年以内に整備することを予定（着手を予定又はその可能性のあるものを含む）する市街地開発事業や地区計画等は、特になし。

第6章 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針

## 第6章 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針

### 6-1 基本方針

#### 1. 自然的環境の整備又は保全の方針

本区域は、温暖な気候条件の中、複雑なリアス式海岸が美しい景観を形成し、わずかな市街地部の後背地には四国山地につながる山々が連なっている。また、市街地には多くの河川が流れているなど、水と緑の豊富な自然環境に恵まれている。

生物多様性の保全等にも配慮した自然的環境の整備又は保全、個性豊かな景観形成が都市における重要な課題であるため、「緑の基本計画」を早期に策定し、「緑の基本計画」と策定済の「景観計画」に基づき、海岸、森林、里山及び河川の緑地について、住民や観光客の貴重な自然的環境として保全に努めつつ、レクリエーションの場としても有効に活用していくものとする。さらに、その他都市生活の身近なレクリエーション活動や、災害時の避難場所等としても重要な役割を担うこととなる公園・緑地を市街地内に適正に配置し、積極的に整備を図る。

#### 2. 整備水準の目標

本区域の緑地の整備水準は高く、都市住民の公園緑地面積として望ましい値とされている都市計画区域内人口1人当たりの都市公園面積20㎡を上回っていることから、今後は、地域の実情に応じた特色のある公園整備や緑地の保全に努めていく。

※都市公園とは、都市計画公園及び都市計画緑地並びに地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園及び緑地をいう。



宇和海沿岸

### 6-2 主要な緑地の配置の方針

良好な自然的環境を構成する主要な緑地について、その機能別に、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及び歴史的環境の5つの系統に分類し、それぞれの視点から配置の方針を示す。

#### (1) 環境保全系統

- ✚変化に富むリアス式の海岸部、市街地を取り囲む森林や里山、僧都川、蓮乗寺川等の河川は、本区域の重要な自然的環境であり、動植物の生息、生育地の保全等のための環境保全系統の緑地として位置づけ、計画的に整備及び保全する。

#### (2) レクリエーション系統

- ✚本区域には、豊かな自然的環境を活かした第3号（馬瀬大森山地区）、第5号（貝塚地区）、第7号（松軒山地区）の南予レクリエーション都市公園があり、これらをスポーツ、キャンプ、その他レクリエーション活動の重要な観光拠点として位置づけ、その機能充実と有効活用を図る。
- ✚南予レクリエーション都市公園以外でも、変化に富むリアス式の海岸部は、海水浴、マリンスポーツ、遊覧、釣り等のレクリエーション活動の場となっており、それらの海辺や施設の保全を図る。
- ✚市街地内を流れる河川については、河川敷等水辺の環境を活かしつつ、水際空間を楽しむ憩いの場や 散歩道、スポーツ活動の場等としての緑地と位置づけ、その整備推進を図る。
- ✚公園・緑地の新設や再整備にあたっては、計画段階から町民の参画を図るなど利用者ニーズにあった施設の整備に努める。



第7号南予レクリエーション公園（松軒山地区）

### (3) 防災系統

✚災害時の避難場所等として、近隣公園以上の規模の公園・緑地を位置づけ、地域の実情により、臨時ヘリポートとして使用可能な空地の確保を図るとともに、未整備箇所の整備推進を図る。また、防災拠点となる都市公園の機能強化を図る。

### (4) 景観構成系統

✚都市計画区域外の海岸部及び山間部の一部においては、景観法の景観計画区域を指定しており、自然公園区域等と相互に補完しながら良好な自然環境の保全を図る

### (5) 歴史的環境系統

✚四国八十八ヶ所霊場である観自在寺の樹林等については、観光客等が訪れる重要な歴史的緑地であり、その保全を図る。また、遍路道についても良好な歴史的景観の保全を目指す。

### 6-3 実現のための具体の都市計画制度の方針

配置した緑地について、整備又は保全を実現するための具体的な都市計画制度について示す。

#### (1) 施設緑地

- ✚ 主にレクリエーション系統及び防災系統の緑地において、既に都市計画施設として決定されているものについては、その整備推進及び維持管理を図る。
- ✚ 新たに配置する住区基幹公園や都市基幹公園については、適正な密度を踏まえ、また緑地についてもそれにふさわしいものを位置づけ、都市計画決定の検討及び整備推進を図る。

#### (2) 地域制緑地

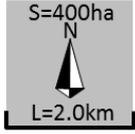
- ✚ 主に環境保全系統、レクリエーション系統、景観構成系統、歴史環境系統の良好な緑地については、必要に応じて、緑地保全地域、風致地区等の指定を検討する。

### 6-4 主要な緑地の確保目標

実現のための具体の都市計画制度の方針に示されたもののうち、優先的におおむね10年以内に整備することを予定（着手を予定又はその可能性のあるものを含む）する主な公園等の公共空地、また、優先的におおむね10年以内に決定することを予定（その可能性のあるものを含む）する緑地保全地区等の地域地区は、特でない。



# 愛南都市計画区域 都市施設整備位置図



凡例		
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #008000; border: 1px solid black;"></span> 公園・緑地	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; border: 2px dashed red;"></span> 高規格幹線道路(整備中)	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; border: 1px solid blue; border-radius: 50%;"></span> 地方港湾
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; border: 1px solid orange; background-color: #f0f0f0;"></span> 地区計画	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; border: 2px dashed purple;"></span> 高規格幹線道路(短期構想)	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #800000; border-radius: 50%;"></span> ごみ焼却場
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; border: 2px solid orange;"></span> 用途地域	<span style="display:inline-block; width:15px; border-bottom: 2px solid gray;"></span> 主要な幹線道路	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #800000; border-radius: 50%;"></span> 火葬場
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; border: 2px solid purple;"></span> 都市計画区域	<span style="display:inline-block; width:15px; border-bottom: 2px solid blue;"></span> 河川	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; border: 2px solid red; border-radius: 50%;"></span> 町役場・支所
	<span style="display:inline-block; width:15px; border-bottom: 2px solid blue;"></span> 海岸 (10年以内に着手または整備予定)	

上記は、マスタープラン(基本計画)であり、具体的な位置等を規定するものではありません。



第7章 災害に強いまちづくりのための都市計画の決定方針

## 第7章 災害に強いまちづくりのための都市計画の決定方針

### 7-1 まちづくりにおける防災上の課題と都市計画の基本的な方針

#### 1. まちづくりにおける防災上の課題

- ✚本区域はリアス式海岸と豊かな森林に囲まれた平地部に僧都川等が流れ、中心部に国道56号が整備されている。  
平成25年に示された愛媛県地震被害想定調査報告書では、発生が予想されている南海トラフ巨大地震及びそれに伴う津波（最高津波水位が御荘港へ46分後にT.P.9.0mと想定、深浦漁港へ37分後にT.P.14.7mと想定）により、愛南町全体で死者1,265人（行政人口の約5.5%）、重軽傷者290人（行政人口の約1.3%）、家屋全壊3,457棟が想定されている。  
このような、風水害、地震災害、津波災害などの想定される被害を軽減し、速やかな復旧・復興につなげることが課題である。

#### 2. 災害に強いまちづくりへの基本的な方針

- ✚災害発生時に、住宅地への影響を最小限とするため、住工分離等の適切な用途配置を推進する。
- ✚市街地の建築物について、耐震性の確保と燃えにくい構造への転換を推進する。
- ✚大規模盛土造成地や液状化の可能性のある地盤の宅地防災等を検討する。
- ✚災害時の円滑な避難、緊急支援物資の輸送や避難場所等の確保のため、都市施設の整備を推進する。
- ✚火災の延焼を遮断する街路や公園等の延焼防止空間の整備を推進する。
- ✚災害から人命・財産を守る河川、海岸、砂防等の防御施設の整備を推進する。
- ✚密集市街地の解消を検討し、老朽危険空家等の除却を推進する。
- ✚津波災害を考慮した総合的な市街地整備を検討する。
- ✚平時から被災後の復興まちづくり計画等を検討するなど、復興準備に努める。

### 7-2 防災のための土地利用に関する都市計画の決定方針

災害時に都市機能の低下を最小限にするため、土地利用に関する都市計画の決定方針を示す。

#### (1) 適切な用途配置等

- ✚住宅と工場が混在している地区については、地震時等には大規模な火災の発生や、有害物質の飛散により、住宅の利用が長期間にわたり困難となる状況が予測されるため、住工分離を推進する。
- ✚洪水や津波による浸水の危険性が低い地域へ住宅地を誘導するよう、適切な用途地域の設定を検討する。
- ✚津波浸水想定区域では、警戒避難体制の整備や防災施設の整備見込み等を総合的に勘案して、適切な土地利用を検討する。
- ✚土砂災害（特別）警戒区域等、災害の危険性が高い区域として各種法令に基づき、既に指定・公表されている区域については、災害防止の観点から開発を抑制する。

#### (2) 燃えにくく壊れにくいまちへの構造転換の推進

- ✚中心市街地では、火災発生時に大規模な被害が発生することが予想されることから、燃えにくい構造への転換を進めるため、防火地域や準防火地域の指定を検討する。
- ✚「防災・減災のための地区計画策定ガイドライン」を参考として、市街地の防災性の向上を図り、燃えにくいまちづくりに向けた土地利用を推進する。
- ✚地震による建築物の倒壊等の被害を最小限に抑えるため、耐震改修促進計画等に基づき、建築物の耐震性の向上を図る。

#### (3) 宅地防災の推進

- ✚宅地災害の未然防止や被害の軽減を図るため、大規模盛土造成地の位置等の調査・公表や液状化地盤の対策を検討する。

### 7-3 防災のための都市施設の都市計画の決定方針

円滑な避難、防災活動を推進するため、都市施設に関する都市計画の決定方針等を示す。

#### (1) 避難路・緊急輸送道路等の整備

- ✚災害時に避難路、緊急輸送道路または延焼防止空間となる道路・街路の整備を推進する。

#### (2) 防災拠点・避難場所等の整備

- ✚災害時の防災活動拠点、避難場所、臨時ヘリポートとして、都市計画公園・緑地の整備や公共施設の機能強化を図る。なお、第7号（松軒山地区）の南予レクリエーション都市公園は、広域防災拠点として機能強化を図る。
- ✚四国横断自動車道（宿毛～内海間）の延伸と連携し、防災機能と地域交流機能を併せ持った施設の整備を検討する。
- ✚津波避難ビルの指定を継続するとともに、必要に応じて、津波避難タワーの整備を検討する。
- ✚災害に備え、水防倉庫、備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の整備を図る。
- ✚災害時に避難所となる町立小中学校や地区公民館等の耐震対策を図る。
- ✚避難所へ持続して給水できるよう、水道施設の耐震化の推進や応急給水計画の策定を図る。

#### (3) 浸水対策・耐震化等の整備

- ✚河川整備にあたっては、浸水対策に加え、大規模な地震や津波の襲来に備え、堤防の強化を図る。また、水防災意識社会構築のため、総合的な治水対策を推進する。
- ✚海岸保全施設の整備にあたっては、海岸保全基本計画に基づき、津波・高潮等に対する防災対策を推進する。なお、津波による被害が大きいと想定される御荘地域の3海岸（御荘港海岸、長崎海岸及び成瀬（なるばえ）海岸）については、津波対策を検討し、整備を推進する。

### 7-4 防災のための市街地開発事業等の都市計画の決定方針

密集市街地の解消や復興まちづくりに向けた事前対応のため、市街地開発事業等に関する都市計画の決定方針等を示す。

#### (1) 密集市街地等の解消

- ✚ 災害危険度等の指標により地域の災害に対する危険性を把握したうえで、倒壊や火災の危険性が高い密集市街地を解消するため、市街地の中心部等については、土地区画整理事業や住宅市街地総合整備事業、防災街区整備地区計画の導入を検討する。
- ✚ 木造建築物等が密集している地区については、災害時の道路閉塞や火災延焼の防止を目指し、道路の拡幅を図るほか、適切な建築を誘導するため、地区計画の導入を検討する。
- ✚ 区域内の空家等については、その実態把握を行い、防災上支障となるおそれのある老朽危険空家等の除却等の対策を総合的かつ計画的に推進する。
- ✚ 市街地中心部については、防災機能の強化と土地の健全な利用を図るため、防災街区の指定や道路、公園などの地区防災施設の整備を検討する。

#### (2) 復興まちづくりに向けた事前対応

- ✚ 大規模な災害に見舞われた時に、速やかな復興につなげるよう、復興まちづくり計画等の検討や被災後の仮設住宅の建設候補地の選定を進めるなど、必要な事前対応項目を明確にして、復興準備に努める。
- ✚ 南海トラフ地震等による大規模災害後の復興を円滑に進めるため、高台移転を含めた総合的な市街地整備を事前に検討する。特に、被災時に防災拠点としての機能が求められる公的施設等については、事前復興の観点から、高台移転の可能性を検討する。  
また、移転先の適切な土地利用を確保するため、必要に応じて都市計画区域の追加を検討する。

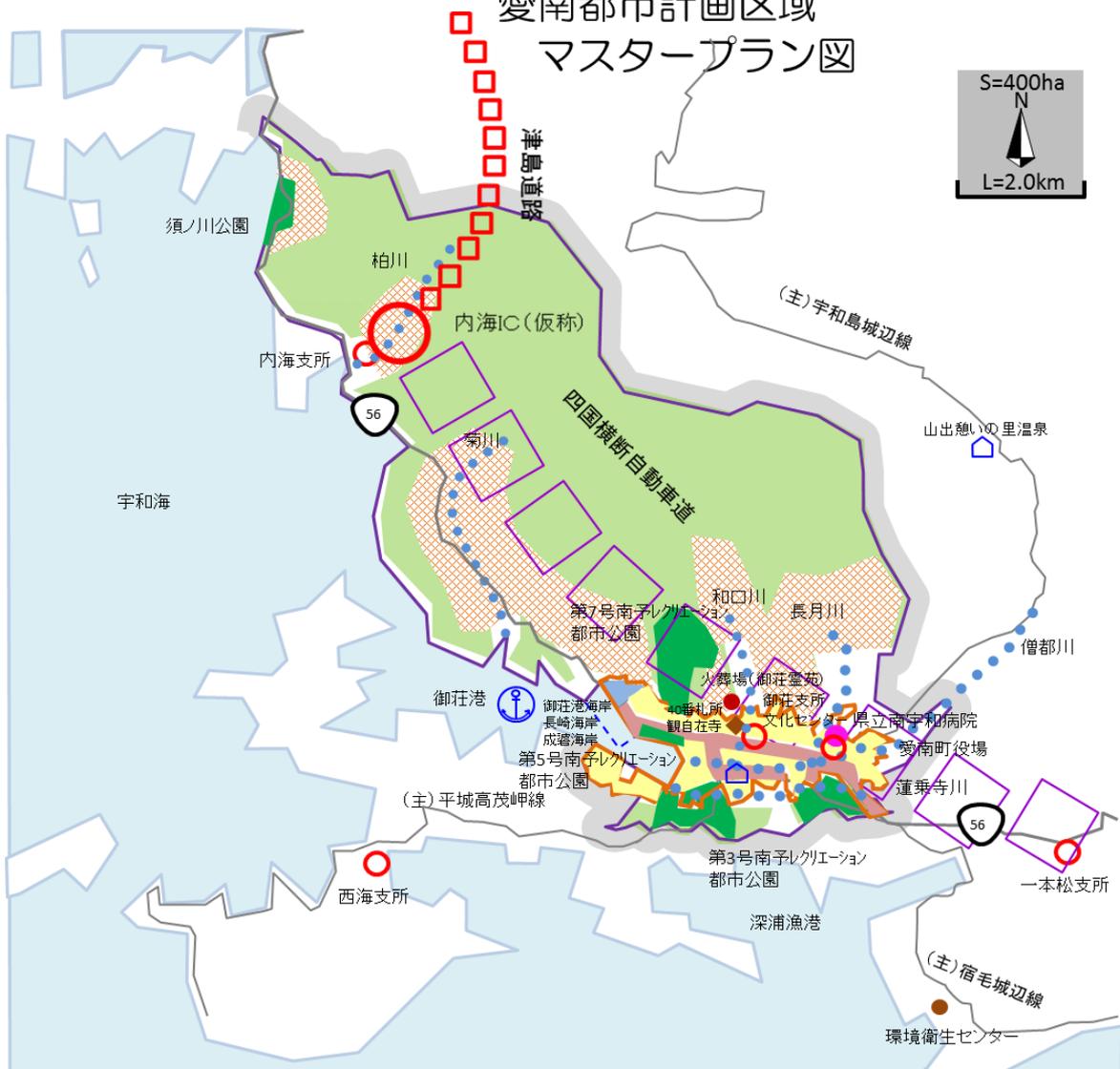
7-5 防災のための施設等の整備方針

防災・減災対策として、おおむね10年以内に整備することを予定（着手を予定又はその可能性のあるものを含む）する事業は、以下のとおりとする。

種 別	名 称	備 考
道 路	津島道路	緊急輸送道路
	四国横断自動車道（宿毛～内海間）	緊急輸送道路
	（国）56号	緊急輸送道路
	（主）宇和島城辺線	緊急輸送道路
海 岸	御荘港海岸、長崎海岸、成瀬海岸	津波対策
公 園	南予レクリエーション都市公園	防災活動拠点
公営住宅	町営住宅	耐震化
教育文化施設	地区公民館等	耐震化
防災施設	備蓄倉庫等	避難場所

※道路は防災上主要な路線のうち、整備の可能性のある路線を記載する。

# 愛南都市計画区域 マスタープラン図



S=400ha  
N  
L=2.0km

凡例					
	住宅ゾーン		高規格幹線道路(整備中)		地方港湾
	商業ゾーン		高規格幹線道路(短期構想)		道の駅等
	工業ゾーン		主要な幹線道路		ごみ焼却場
	農業ゾーン		河川		火葬場
	森林ゾーン		用途地域		四国八十八ヶ所霊場
	公園・緑地				町役場・支所
	都市計画区域				

上記は、マスタープラン(基本計画)であり、具体的な位置等を規定するものではありません。